

5. 臭気

(1) 悪臭規制の概要

悪臭規制は、工場その他事業所における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としているものです。規制には悪臭防止法に基づき、アンモニア等の不快なにおいの原因となり生活環境を損なうおそれのある2物質による規制（特定悪臭物質規制）と人間の嗅覚による規制（臭気指数規制）があり、亀山市では、特定悪臭物質規制を行っています。

亀山市における特定悪臭物質による規制地域は、都市計画区域内の地域と指定されています。このため、辺法寺町、両尾町、安坂山町、小川町、白木町の一部、関町沓掛、関町市瀬、関町坂下、関町福德、関町久我、関町越川、関町金場、加太地域などは、都市計画区域外であるため規制地域外となっています。

特定悪臭物質を排出する可能性のある工場、事業所を表5-1に示します。悪臭を防止するには、まず悪臭原因物の発生の少ない原材料を選ぶことや、製造、加工過程や排気・排水等の処理方法を改良して悪臭原因物の発生を少なくする必要があります。

また、発生した悪臭原因物については、脱臭装置等を使用し、工場、事業所の周辺住民が不快感を持つことがない程度まで除去する必要があります。

表5-1 悪臭物質を排出する可能性のある工場・事業場

特定悪臭物質の種類	工場・事業場	畜産農場	飼肥料製造工場	食品製造工場	化学工場					その他の製造工場					サービス業その他						
					石油精製工場	パルプ製造工場	樹脂製品製造工場	発酵工場	油脂加工品製造工場	医薬品製造工場	繊維工場	木工工場	印刷工場	塗装工場	鋳物製造工場	製鉄工場	廃棄物処理場	し尿処理場	化製場	飲食店	廃品回収業
アンモニア	●	●	●	●				●	●	●				●		●	●	●	●	●	
メチルメルカプタン	●	●	●	●	●		●	●	●							●	●	●		●	
硫化水素	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●	●	
硫化メチル	●	●	●	●	●										●	●	●				
二硫化メチル	●	●	●	●	●										●	●	●				
トリメチルアミン	●	●	●										●				●				
アルデヒド類		●	●		●							●	●	●	●		●	●			
有機溶剤					●					●	●	●	●	●							●
低級脂肪酸	●	●	●					●		●					●	●	●			●	

(2) 規制基準

悪臭規制地域内に事業場を設置している場合、表5-2のとおり、規制基準を遵守しなければならないことが悪臭防止法で義務づけられています。

表5-2 規制基準

特定悪臭物質名	1号規制基準値 (ppm)	におい	適用規制		
			1号	2号	3号
アンモニア	1	し尿のようなにおい	○	○	
メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎのようなにおい	○		○
硫化水素	0.02	腐った卵のようなにおい	○	○	○
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのようなにおい	○		○
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのようなにおい	○		○
トリメチルアミン	0.005	腐った魚のようなにおい	○	○	
アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青ぐさいにおい	○		
プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	○	○	
イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	○	○	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	○	○	
イソバレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	○	○	
イソブタノール	0.9	刺激的な発酵したにおい	○	○	
酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのようなにおい	○	○	
メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのようなにおい	○	○	
トルエン	10	ガソリンのようなにおい	○	○	
スチレン	0.4	都市ガスのようなにおい	○		
キシレン	1	ガソリンのようなにおい	○	○	
プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱいにおい	○		
ノルマル酪酸	0.001	汗くさいにおい	○		
ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下のようなにおい	○		
イソ吉草酸	0.001	むれた靴下のようなにおい	○		

- ・ 特定悪臭物質 1号規制—事業場の敷地境界線の地表における規制基準
- ・ 特定悪臭物質 2号規制—事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準
- ・ 特定悪臭物質 3号規制—事業場から排出される排出水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準